

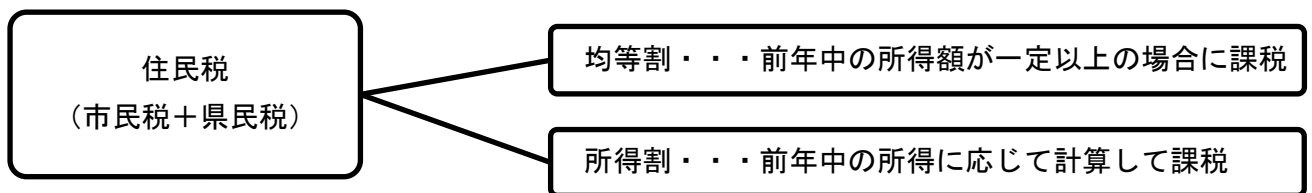
住民税のしおり

税金には、大きく分けて国税(国に納める税金)と地方税(地方に納める税金)の2種類あります。地方税の中で、その地域の行政にかかわる費用を住民に広く分担していただくため、所得に対して課税する市民税と県民税を合わせて「住民税」と呼んでいます。このしおりでは、住民税の課税の対象となる人や計算方法について説明します。

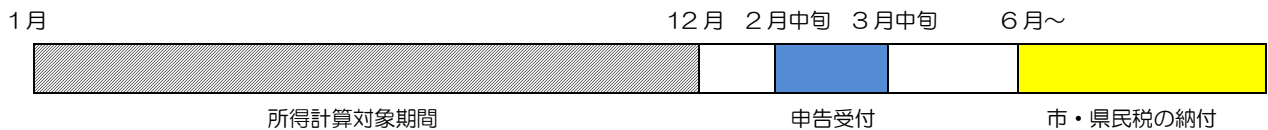


1. 住民税の構成としくみ

住民税は、定められた額で一律に課される「均等割」と前年中の所得に応じて計算される「所得割」とで構成されています。



住民税は原則、1月1日現在で住民登録のある市区町村から前年分の所得をもとに課税されます。下図のように、前年1月から12月までの所得について2月中旬から3月中旬にかけて申告を受け付け、税額を決定し現年6月から納付していただきます。



! 住民税(地方)と所得税(国)で課税対象期間の表現が異なります。
例: 令和4年中の所得に関する課税 ⇒ 住民税では「令和5年度」、所得税は「令和4年分」

2. 課税計算の流れ

住民税の均等割と所得割は、以下のように算出されます。

▼均等割

一律 6,000円

内訳: 市民税年額 3,500円
県民税年額 2,500円
※県民税には森林湖沼環境税として1,000円を含む

▼所得割

収入

経費差引(⇒2ページへ)

所得

所得控除(⇒3ページへ)

課税所得

税率乗算(市民税6%・県民税4%)
※分離課税分は税率が異なります

所得割額

税額控除(⇒4ページへ)

3. 収入から所得を計算する

税金を算出するためには、まず「収入金額」から「必要経費」を除いた「所得金額」を計算します。所得は10種類に区分され、下表のとおりに計算します。

所得の種類	所得金額の計算方法
利子所得	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
事業所得／不動産所得	収入金額－必要経費
給与所得	収入金額－給与所得控除額(下表◆1 参照)
退職所得	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
一時所得／山林所得	収入金額－必要経費－特別控除額(※一時所得は1/2が課税対象)
譲渡所得	収入金額－資産の取得金額などの経費－特別控除額 (※長期譲渡所得は2分の1が課税対象)
雑所得	次の1と2の合計額 1. 公的年金等の収入金額－公的年金等雑所得控除額(次頁◆2 参照) 2. 1を除く雑所得の収入金額－必要経費

◆1 給与所得の所得計算(令和3年度課税以降)

収 入	所 得
55万1千円未満	0円
55万1千円～161万9千円未満	収入－55万円
161万9千円～162万円未満	106万9千円
162万円～162万2千円未満	107万円
162万2千円～162万4千円未満	107万2千円
162万4千円～162万8千円未満	107万4千円
162万8千円～180万円未満	収入÷4＝A(千円未満切捨て)A×2.4＋10万円
180万円～360万円未満	収入÷4＝A(千円未満切捨て)A×2.8－8万円
360万円～660万円未満	収入÷4＝A(千円未満切捨て)A×3.2－44万円
660万円～850万円未満	収入×90%－110万円
850万円～	収入－195万円

(例)前年の給与収入が300万円の人
⇒300万円÷4＝75万円
75万円×2.8－8万円＝202万円

【所得金額調整控除】令和3年度課税より適用

給与所得金額を計算する場合に、◆1で計算した給与所得金額からさらに控除できます。

①給与収入が850万円を超える人で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人

- (1) 本人が特別障害者
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する人
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する人

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{〔給与収入金額}^{(\ast 1)} - 850 \text{万円〕} \times 10\%$$

②給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える人

$$\text{所得金額調整控除} = \text{給与所得金額}^{(\ast 2 \ast 3)} + \text{公的年金等に係る雑所得金額}^{(\ast 2)} - 10 \text{万円}$$

※1 上限1,000万円 ※2 上限10万円 ※3 ①に該当する場合は、①の計算後の金額

◆2 公的年金等雑所得の所得計算（令和3年度課税以降）

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合の控除額

収入		所得	
65歳以上 (昭和33年1月1日以前生)	65歳未満 (昭和33年1月2日以降生)	65歳以上 (昭和33年1月1日以前生)	65歳未満 (昭和33年1月2日以降生)
～330万円以下	～130万円以下	収入－110万円	収入－60万円
330万円超～410万円	130万円超～410万円	収入×75%－27万5千円	
410万円超～770万円		収入×85%－68万5千円	
770万円超～1,000万円		収入×95%－145万5千円	
1,000万円超		収入－195万5千円	

(例) 70歳で前年の年金収入が120万円の人の所得
 $\Rightarrow 120万円 - 110万円 = 10万円$
 62歳で前年の年金収入が120万円の人の所得
 $\Rightarrow 120万円 - 60万円 = 60万円$

4. 所得から控除できるもの

所得から差し引くことのできる金額を所得控除といいます。所得控除とは、各納税者の個人的な事情を加味して税負担を調整するものです。控除の額が大きくなるほど住民税の負担は軽くなります。

(1) 人的控除（令和3年度課税以降）

控除の種類		所得税から 控除できる額	住民税から 控除できる額
障害者控除	普通(療育B・C/精神障害2・3級/身体障害3～6級等)	27万円	26万円
	特別(療育A・A/精神障害1級/身体障害1・2級等)	40万円	30万円
	同居特別	75万円	53万円
寡婦控除	-	27万円	26万円
ひとり親控除	-	35万円	30万円
勤労学生控除	-	27万円	26万円
※1 扶養控除	一般	38万円	33万円
	特定(19歳以上23歳未満)	63万円	45万円
	老人(70歳以上)	48万円	38万円
	同居老親(70歳以上・同居)	58万円	45万円
※1 配偶者控除	一般	38万円	33万円
	老人(70歳以上)	48万円	38万円
配偶者 特別控除	配偶者の 合計所得金額	～95万円以下	38万円
		95万円超～100万円以下	36万円
		100万円超～105万円以下	31万円
		105万円超～110万円以下	26万円
		110万円超～115万円以下	21万円
		115万円超～120万円以下	16万円
		120万円超～125万円以下	11万円
		125万円超～130万円以下	6万円
		130万円超～133万円以下	3万円
133万円超～	なし		
※2 基礎控除	-	48万円	43万円

〔注意〕
 納税義務者本人の所得が900万円以下の場合の控除額です。

※1 被扶養者(配偶者)の合計所得金額が48万円以下であること。控除対象者の年齢は前年12月31日時点(令和5年度住民税は令和4年12月31日)が基準

※2 納税義務者本人の合計所得金額が2,400万円以下の控除額

(2) 人的控除以外の所得控除

控除の種類		所得税控除額	住民税控除額
生命保険料控除	保険の種類により控除額が変更 (一般生命、個人年金、介護医療保険の 区分ごとに計算)	最高 12 万円まで	最高 7 万円まで
地震保険料控除	地震保険料	最高 5 万円まで	最高 2 万 5 千円まで
	旧長期損害保険料	最高 1 万 5 千円まで	最高 1 万円まで
医療費控除	$(前年中に支払った医療費) - (総所得金額等 \times 5\%)$ ↳ 保険金等の補填額を除く ↳ 10 万円超のときは 10 万円 ※最高 200 万円まで		
セルフメディケーション	$(スイッチOTC医薬品購入費) - 12,000 \text{ 円}$ ※最高 88,000 円まで。国税庁で定める一定の条件に該当する者に限る		
社会保険料	前年中支払額の全額		
小規模企業共済等掛金控除	前年中支払額の全額		
雑損控除	次のうちいずれか多い方の額 ・(損失金額)-(総所得金額等の合計額)×10% ・(損失金額のうち災害関連支出の金額)-5 万円		

※医療費控除およびセルフメディケーションはどちらか一方のみ適用

▼生命保険料控除額の計算

新制度適用対象契約(平成 24 年 1 月 1 日以後の契約)

所得税用		住民税用	
支払保険料	保険料控除額	支払保険料	保険料控除額
20,000 円以下	支払保険料の全額	12,000 円以下	支払保険料の全額
20,001 円~40,000 円	支払保険料×1/2+10,000 円	12,001 円~32,000 円	支払保険料×1/2+6,000 円
40,001 円~80,000 円	支払保険料×1/4+20,000 円	32,001 円~56,000 円	支払保険料×1/4+14,000 円
80,001 円以上	一律 40,000 円	56,001 円以上	一律 28,000 円
各保険控除を合わせた控除限度額 (①一般生命・②個人年金・③介護医療) 120,000 円		各保険控除を合わせた控除限度額 (①一般生命・②個人年金・③介護医療) 70,000 円	

旧制度適用対象契約(平成 23 年 12 月 31 日以前の契約)

所得税用		住民税用	
支払保険料	保険料控除額	支払保険料	保険料控除額
25,000 円以下	支払保険料の全額	15,000 円以下	支払保険料の全額
25,001 円~50,000 円	支払保険料×1/2+12,500 円	15,001 円~40,000 円	支払保険料×1/2+ 7,500 円
50,001 円~100,000 円	支払保険料×1/4+25,000 円	40,001 円~70,000 円	支払保険料×1/4+17,500 円
100,001 円以上	一律 50,000 円	70,001 円以上	一律 35,000 円
各保険控除を合わせた控除限度額 (①一般生命・②個人年金) 100,000 円		各保険控除を合わせた控除限度額 (①一般生命・②個人年金) 70,000 円	

※新制度と旧制度の双方について①一般生命または②個人年金の契約がある場合は、各控除ごとに「旧のみ」「新のみ」「新旧両方」のいずれかを選択することが可能となります。

▼地震保険料控除額の計算

地震保険料

所得税用		住民税用	
支払保険料	保険料控除額	支払保険料	保険料控除額
50,000 円以下	支払保険料の全額	50,000 円以下	支払保険料×1/2
50,001 円以上	一律 50,000 円	50,001 円以上	一律 25,000 円

旧長期損害保険料(H18年12月31日までに締結した長期損害保険契約で、保険期間又は共済期間が10年以上かつ満期返戻金があるもの)

所得税用		住民税用	
支払保険料	保険料控除額	支払保険料	保険料控除額
10,000 円以下	支払保険料の全額	5,000 円以下	支払保険料の全額
10,001 円～20,000 円	支払保険料×1/2+5,000 円	5,001 円～15,000 円	支払保険料×1/2+2,500 円
20,001 円以上	一律 15,000 円	15,001 円以上	一律 10,000 円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方の保険料がある場合、それぞれ計算した金額の合計が控除額になります(限度額 所得税:50,000 円、住民税:25,000 円)

5. 税額控除の種類

所得から所得控除を引いたものが課税所得額(課税標準額)で、課税の対象金額が算出されます。ここで扱う税額控除は、課税所得に税率を乗じて算出した税額からさらに所定の額を差引き(税金を減額)できるものです。

▼調整控除

税源移譲により生じる所得税と住民税の人的控除額(基礎・扶養控除など)の差(3ページ参照)に基づく負担増を調整するため、次で求めた金額を所得割額から控除します。

合計所得金額が200万円以下の場合: ①、②のいずれか少ない方の額の5%

①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額

合計所得金額が200万円を超える場合: (③-④)×5%(ただし、500円未満の場合は2,500円)

③人的控除額の差の合計額 ④合計課税所得金額-200万円

▼住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和7年までに入居し所得税の住宅ローン控除の適用を受ける人で、所得税から控除しきれなかった(所得税額を控除可能額が上回る)場合、翌年度の所得割から控除されます。

※入居した年や条件によって控除期間が定められており、令和5年度の場合は、平成25年から令和4年までに入居した人が対象となります。



▼配当控除

株式の配当などの配当所得は、その金額に配当控除率を乗じた額が所得割額から控除されます(ただし配当所得について申告分離課税を選択した場合は適用されません)。

▼寄附金税額控除

都道府県・市町村等に対する寄附は、2,000円を超えた部分が所得割額から控除されます。

控除外	控除額	(ふるさと納税のみ追加適用)	
適用下限額 2,000円	①基本控除額	②特例控除額	③申告特例控除

■控除額の計算

①基本控除額： $(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times 10\%$ ※総所得の30%が限度

⇒ふるさと納税の場合、控除額は①と②と③の合計額

②特例控除額： $(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{寄附者に適用の所得税率} \times 1.021)$

※所得割額の2割が限度

③申告特例控除

ワンストップ特例制度の場合

申告特例控除：②特例控除額×所得区分に応じた一定の割合（右表参照）

※確定申告の場合は③が所得税から控除

課税総所得金額 (人的控除差調整後)	割合
195万円以下	5.105/84.895
195万円超 330万円以下	10.21/79.79
330万円超 695万円以下	20.42/69.58
695万円超 900万円以下	23.483/66.517
900万円超	33.693/56.307

！ 「ワンストップ特例制度」について

ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税をした際に確定申告をせずに寄附金控除が受けられる制度です。特例を受ける場合には、寄附先の自治体へ寄附金税額控除等に係る申告特例申請書の提出が必要となるほか、「確定申告や住民税申告を要しない人」「寄附先自治体が5団体までの人」が条件となります。

！ ふるさと納税制度の見直しについて

令和元年6月1日から、ふるさと納税（特例控除部分）の対象となるのは総務大臣が指定した地方公共団体のみです。このため指定対象外の団体に対する寄附に特例控除部分の適用はありません（基本控除及び所得税所得控除のみ）。

6. 納税の方法について

住民税の納税方法として、給与や年金から天引きとなる給与特別徴収や年金特別徴収、個人で納付する普通徴収があります。

◆納付方法と時期（給与特別徴収・公的年金特別徴収・普通徴収）

	年	令和5年										令和6年																																																			
	納める月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5																																																
① 給与特別徴収 (給与天引き)		← 年12回 → 1回あたり年税額の1/12																																																													
② 年金特別徴収 (年金天引き)	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収						前年度の公的年金所得に係る住民税額の半分の額を3回で天引き							(当該年税額－仮徴収額)を3回で天引き								③ 普通徴収			第1期		第2期		第3期		第4期										年税額 の1/4		年税額 の1/4		年税額 の1/4		年税額 の1/4						
	前年度の公的年金所得に係る住民税額の半分の額を3回で天引き							(当該年税額－仮徴収額)を3回で天引き																																																							
③ 普通徴収			第1期		第2期		第3期		第4期										年税額 の1/4		年税額 の1/4		年税額 の1/4		年税額 の1/4																																						
			年税額 の1/4		年税額 の1/4		年税額 の1/4		年税額 の1/4																																																						

▼給与特別徴収（表の①）

給与所得者の住民税は、特別徴収税額通知書により市から給与の支払者を通じて通知されます。給与の支払者が、毎月の給与支払いの際に税金を天引きし、翌月10日までに市に納入（6月から翌年5月までの12か月で徴収）します。これを給与特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます。

？ ～年の途中で勤め先を退職した場合～

毎月の給与から住民税を特別徴収されていた納税者が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合は特別徴収ができません。この場合、「新しい会社に再就職し引き続き特別徴収されることを申し出た場合」や「残りの税額を一括で特別徴収する場合」を除き、普通徴収（後述）により自ら納付いただくことになります。

▼公的年金特別徴収（表の②）

公的年金特別徴収（年金天引き）は、4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者が対象者です。特別徴収されるのは年金所得部分から計算された個人住民税であり、給与所得や事業所得などに係る住民税は別途徴収されます。なお、公的年金特別徴収対象者であっても、以下の項目に該当する人は対象になりません。

- ・当該年度の公的年金が18万円に満たない人
- ・特別徴収税額が公的年金の年額を超える人
- ・介護保険料の特別徴収対象被保険者でない人
- ・年度途中で年税額に変更があった人



？ 年金特別徴収を新たに開始する人は…

年金特別徴収への切替（天引き開始）が10月からとなるため、年税額の半分を普通徴収で納付いただきます。

？ 特別徴収が継続される人は…

4、6、8月の年金で天引きされる分を仮徴収といい、昨年の年金特別徴収税額の半分を3回に分けて天引きします。また、10、12、翌2月における天引き分を本徴収といい、1年間の税額から仮徴収税額を引いた残りの税額を3回に分けて天引きします。

▼普通徴収（表の③）

納税通知書により市から納税者に通知されます。年4回の納期に分けて現金、口座からの引き落とし、スマートフォンアプリによる請求書払いのいずれかにより納税していただきます。

※均等割のみの場合は第1期で納付、千円未満の端数も第1期に計上します。
なお納付期限は納付月の月末です。

7. よくあるご質問 (Q&A)

Q1 年金から税金が天引きされているが、別に納付書が届きました。二重に課税されていませんか？

A1 まず、税金の納付方法は大きく2つあり、納付書や口座からの引き落とし等により個人が納める「普通徴収」と、年金や給与からあらかじめ差し引いて（天引きして）年金事務所や事業所が納める「特別徴収」があります。

また所得にはさまざまな種類があり、納付方法や納付するタイミングが異なります。

年金収入のみの場合であれば、原則特別徴収されますが（年金天引きの対象となる税額は、その公的年金の所得に対する住民税のみ）、さらに不動産や譲渡などその他の収入がある場合、その税額分を普通徴収でお納めいただくことがありますので、通知された課税内容をよくご確認ください。

Q2 勤め先から、令和5年度の課税証明書を提出するように言われました。市役所に行けばすぐ発行されますか？

A2 課税（非課税）証明書とは、前年中の所得や税額、扶養人数等を表した証明のことです。申告を受けてから課税内容の決定まで時間を要するため、新年度分は同年4月ではなく6月からの発行が通例です（令和5年度課税証明は令和5年6月1日から取得できます）。それまでは前年度分までしか発行できませんので必要とする「年度」をよくご確認ください。

なお、「前年は収入がなく、扶養にとられているので申告はしていない」という方は、非課税証明は取得できますが所得の欄には額が記載されません。提出先から所得が分かるものと言われた場合は前年の収入が0円であったことの申告を先に行う必要があります。

Q3 自宅に住民税の納付書が届きました。会社に勤務しているので、給与天引きにすることはできますか？

A3 会社から市役所に給与天引き（特別徴収）を始めるための届出を提出する必要があります。届いた住民税の納付書を持って、会社に相談してください。

なお、納付書に記載されている納期限までに会社から市役所に届出が無い場合は、給与天引きへ切り替えることはできませんので、納付書を使って自分で納める必要があります。納期限まで余裕を持って、会社に相談をしてください。

Q4 医療費控除について、対象となる医療費にはどんなものがありますか？

A4 対象となる医療費は診察、入院費用、治療のための薬代などで、美容整形や健康診断、近視矯正用の眼鏡の費用などは対象外です。

※健康診断については、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、かつ、治療を行った場合は対象になります。

◎対象となる医療費の例

- ・医師や歯科医師による診療や治療
- ・治療や療養に必要な医薬品の購入
- ・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師による施術
(疲れを癒したり、体調を整える等の治療に直接関係のないものは対象外)
- ・保健師や看護師などによる療養上の世話の対価
- ・介護保険等制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額

《具体例 Q&A》

Question	Answer	
予防接種代は医療費控除の対象になりますか？	×	対象になりません。
近遠視用の眼鏡、コンタクトレンズの購入費は医療費控除の対象になりますか？	×	対象になりません。ただし、弱視等医師の指示により購入するものは対象となります。
診断書の発行手数料は医療費控除の対象になりますか？	×	診察の対価でないものは控除の対象となりません。
風邪をひいたときの風邪薬の費用は医療費控除の対象となりますか？	○	対象になります。ただし、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は対象となりません。
通院のための電車・バス代は医療費控除の対象となりますか？	○	公共の交通機関を利用して通院した場合は対象となります。
自力歩行が困難なため、やむなくタクシーで通院した場合は医療費控除の対象になりますか？	○	歩行困難や電車・バスが利用できない場合の通院のためのタクシーは医療費控除の対象となります。
おむつ代は医療費控除の対象になりますか？	△	6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、医師が発行した「おむつ使用証明書」がある場合は対象となります。
補聴器の購入は医療費控除の対象になりますか？	△	医師の診療等を受けるために直接必要な場合に限られます。「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」により、補聴器が診療等のために直接必要である旨証明している場合は対象となります。

医療費控除の詳細については、国税庁のホームページでご確認ください。

Q5 住民税のかからない範囲で働きたいが、いくらまで大丈夫？

A5 均等割・所得割ともにかからない、非課税であるための限度は「所得が42万円まで」です。

この「所得42万円」を収入で考えれば、給与のみであれば97万円まで（55万円を引ける）、65歳以上で年金のみなら152万円まで（110万円を引ける）がその目安となります（P.2、P.3参照）。

この限度額は扶養人数が多いほど拡大します（「32万円×（扶養者数+1）+10万円+18.9万円」で計算）。※「住民税非課税限度額の一覧表」参照

また、未成年者（既婚者を除く）、障がい者（本人が障害者控除に該当）、寡婦・ひとり親控除該当者は、所得135万円まで課税されません。

◎住民税非課税限度額の一覧表

前年の合計所得金額および同一生計配偶者または扶養親族の人数に応じて、次のとおり住民税が非課税になります。

《給与収入のみの場合》

同一生計配偶者 および扶養人数	所得基準額	給与収入の場合（※目安額）
なし	42万円	970,000円
1人	92.9万円	1,479,000円
2人	124.9万円	1,899,000円
3人	156.9万円	2,355,000円
4人	188.9万円	2,815,000円
5人	220.9万円	3,271,000円

《年金収入のみの場合》

同一生計配偶者 および扶養人数	所得基準額	年金収入の場合（※公的年金等 雑所得以外の所得に係る合計金額が 1,000万円以下の場合）	
		65歳未満	65歳以上
なし	42万円	1,020,000円	1,520,000円
1人	92.9万円	1,605,333円	2,029,000円
2人	124.9万円	2,032,000円	2,349,000円
3人	156.9万円	2,458,666円	2,669,000円
4人	188.9万円	2,885,333円	2,989,000円
5人	220.9万円	3,312,000円	3,312,000円

※給与収入および年金収入の両方がある場合には、それぞれの所得を算出し、合算した所得金額での判定になります。

Q6 ふるさと納税の限度額はいくらですか？

A6 ふるさと納税は、寄付した金額のうち2千円を超える部分が、一定の上限（限度額）まで所得税と住民税から全額が控除される制度です。

限度額は、寄付した年分の所得や所得控除から計算される「所得税の課税所得金額」と「住民税の所得割額」から算出することができます。しかし、実際に寄付を行う時点では、その年の所得や所得控除が確立していないため、正確な限度額を算出することはできません。したがって、前年の所得税の課税所得金額や住民税の所得割額を参考に限度額の目安を計算することになります。

限度額を求める計算方法は以下のとおりです。

ふるさと納税の寄附金控除額は、①基本控除額・②特例控除額・③申告特例控除から算出されますが（P.6 参照）、②特例控除額は住民税所得割の2割が限度となっているので、「特例控除額＝所得割額×20%」のとき、2千円を超える部分が全額控除となる寄附金の限度額となります。

寄附金限度額をXとすると、次の計算式が成り立ちます。

$$(X - 2 \text{千円}) \times (90\% - \text{所得税率} \times 1.021) = \text{住民税所得割額} \times 20\%$$

これを展開すると、次の計算式により寄附金限度額を求めることができます。

$$X = \text{住民税所得割額} \times 20\% \div (90\% - \text{所得税率} \times 1.021) + 2 \text{千円}$$

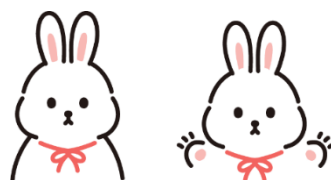
所得税の税率ごとの計算式が下表になります。

《総合課税のみ・申告分離課税とあわせて申告する場合》

所得税の課税総所得金額	所得税率	寄付限度額を求める計算式
195万円以下	5%	住民税所得割額×23.558%+2千円
195万円超～330万円以下	10%	住民税所得割額×25.065%+2千円
330万円超～695万円以下	20%	住民税所得割額×28.743%+2千円
695万円超～900万円以下	23%	住民税所得割額×30.067%+2千円
900万円超～1,800万円以下	33%	住民税所得割額×35.519%+2千円
1,800万円超～4,000万円以下	40%	住民税所得割額×40.683%+2千円
4,000万円超～	45%	住民税所得割額×45.397%+2千円

※所得税の課税標準額は、総所得金額から所得控除の合計額を差し引いた額のことです。確定申告書「⑩課税される所得金額」又は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」－「所得控除の合計額」の金額です。

なお、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」には、簡易的に上限の目安を確認できる一覧表や税額シミュレーションシステム等がありますのでご覧ください。



■ 主なお問い合わせ先

住民税や軽自動車税(種別割)、税証明に関すること	古河市役所市民税課 (古河庁舎)	電話	0280-22-5111
		FAX	0280-22-5568
所得税や相続税、贈与税等に関すること	古河税務署	電話	0280-32-4161 (音声案内)
		FAX	0280-32-2866
自動車税等に関すること	筑西県税事務所	電話	0296-24-9183
		FAX	0296-25-0650
公的年金に関すること	日本年金機構 下館年金事務所	電話	0296-25-0829
			0570-05-1165 (ナビダイヤル)

○令和3年度の税制改正につきましては、古河市役所HP「令和3年度から適用される個人の市民税・県民税の主な改正点」をご覧ください。

2023年5月 古河市役所市民税課